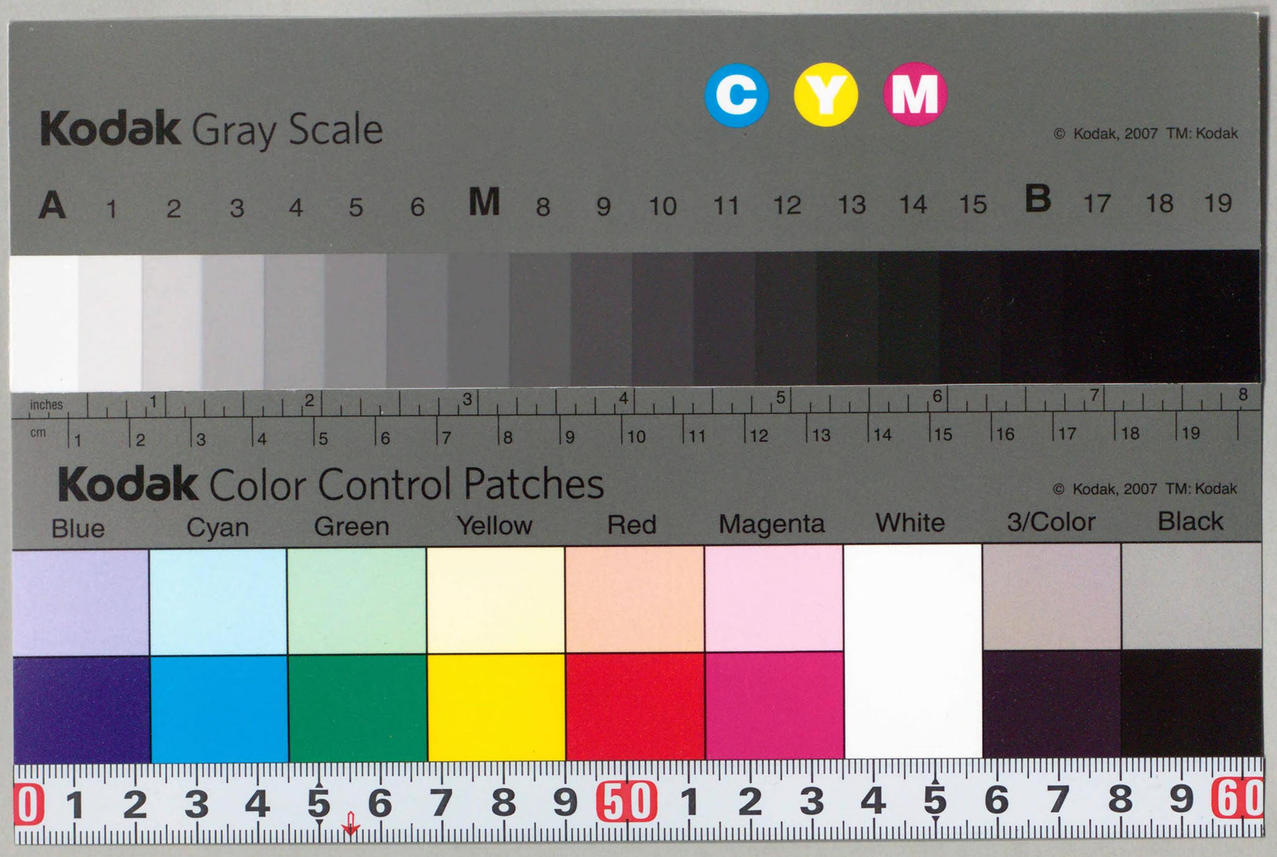

CZ-4-2
1200404228675
禁帯出

第29回国会通過法律集
第30回国会通過法律集

衆議院法制局

国立国会図書館

CZ
4
2

320.
Sy99

第二十九回
第三十回

国会通過法律集

衆議院法制局

第二十九回国会会期　昭和三十三年六月十日から　昭和三十三年七月八日まで　昭三三法一六六―法一七〇

第三十回国会会期　昭和三十三年九月二十九日から　昭和三十三年十二月七日まで　昭三三法一七一―法一七五・法一七九

第二十九回国会通過法律集

会期（昭和三十三年六月十日から／昭和三十三年七月八日まで）

衆議院法制局

483030

320.91
Sy996k
CZ
4
2

国立国会
34.3.-5
図書館

483030

凡例

一、本書は、第二十九回国会（特別会）〔昭和三十三年六月十日から昭和三十三年七月八日まで〕を通過成立して公布された法律五件（内閣提出）―昭和三三年法律第一六六号から同第一七〇号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

目　次

法律第百六十六号　市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十三年七月九日公布）……一
法律第百六十七号　繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年七月十日公布）……一
法律第百六十八号　外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十三年七月十一日公布）……三
法律第百六十九号　経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年七月十一日公布）……四
法律第百七十号　お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年七月十一日公布）……八

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第二十九回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。

例えば、
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一六九）とあるのは、昭和三十三年法律第百六十九号（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律）によつて、大蔵省設置法（昭二四―法一四四）が一部改正されたことを示す。

（お）

○お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・七・一一・法一七〇）……八
改題―「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

（か）

○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（昭三三・七・一一・法一六八）……三

（け）

○繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭三三・七・一〇・法一六七）……一
○経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭三三・七・一一・法一六九）……四

（し）

○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭三三・七・九・法一六六）……一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三
△糸価安定特別会計法（昭二六―法三一一）の一部改正（昭三三―法一六七）……三

（ち）

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三
△中小企業信用保険公庫法（昭三三―法九三）の一部改正（昭三三―法一六九）……七
△中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三三―法九四）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

（と）

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三

（に）

△日本輸出入銀行法（昭二五―法二六八）の一部改正（昭三三―法一六九）……七
△日本貿易振興会法（昭三三―法九五）の一部改正（昭三三―法一六九）……七
△日本労働協会法（昭三三―法一三二）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

（の）

△農林漁業金融公庫法（昭二七―法三五五）の一部改正（昭三三―法一六九）……六

（ほ）

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三

部門別索引

（註）一、第二十九回国会を通過成立した法律を、第一地方制度、第二教育・文化、第三労働、第四財政、第五租税・専売、第六金融、第七農林・水産、第八商工及び第九郵政の九部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。

例えば、

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一七〇）とあるのは、昭和三十三年法律第百七十号（お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律）によつて、地方税法（昭二五―法二二六）が一部改正されたことを示す。

第一　地方制度

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三

△日本輸出入銀行法（昭二五―法二六八）の一部改正（昭三三―法一六九）……一七

第二　教育・文化

○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭三三・七・九・法一六六）……一

第三　労働

△日本労働協会法（昭三三―法二三二）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

第四　財政

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

第五　租税・専売

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三三―法一七〇）……一三

第六　金融

○経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭三三・七・一一・法一六九）……一四

△日本輸出入銀行法（昭二五―法二六八）の一部改正（昭三三―法一六九）……一七

第七　農林・水産

○繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭三三・七・一〇・法一六七）……一

△糸価安定特別会計法（昭二六―法三一一）の一部改正（昭三三―法一六七）……三

△農林漁業金融公庫法（昭二七―法三五五）の一部改正（昭三三―法一六九）……六

第八　商工

○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律（昭三三・七・一一・法一六八）……三

△中小企業信用保険公庫法（昭三三―法九三）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

△中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三三―法九四）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

△日本貿易振興会法（昭三三―法九五）の一部改正（昭三三―法一六九）……七

第九　郵政

○お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・七・一一・法一七〇）……八
改題―「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」

法律第百六十六号（昭三三・七・九）

◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び事務職員」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）」を、「扶養手当」の下に「、通勤手当」を加え、「日直及び宿直に関する手当」を「宿日直手当、管理職手当」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第百六十七号（昭三三・七・一〇）

◎繭糸価格の安定に関する臨時措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸につき、その価格の安定を図るための臨時措置を定めるものとする。

（日本輸出生糸保管株式会社による生糸及び乾繭の買入等）

第二条　日本輸出生糸保管株式会社（以下「会社」という。）は、繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十四条の八の規定にかかわらず、次の事業を営むことができる。

一　農林大臣の定めるところに従い、生糸製造業者又は政令で定めるその他の者から繭糸価格安定法第七条に規定する生糸の買入を行うこと。

二　農林大臣の定めるところに従い、農業協同組合連合会からその保管する乾繭（くず繭及び農林省令で定めるその他の繭を除く。以下同じ。）の買入を行うこと。

三　農林大臣の定めるところに従い、前号の買入に係る乾繭の生糸への加工又はその乾繭と生糸との交換を行うこと。

四　第五条第一項の規定により政府に生糸又は乾繭の売渡を行うほか、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、第一号の買入若しくは前号の加工若しくは交換に係る生糸又は第二号の買入に係る乾繭の売渡を行うこと。

2　会社が前項の規定により同項第一号又は第二号の買入を行うことができるのは、昭和三十四年五月三十一日までとする。

第三条　前条第一項の規定により会社が同項第一号又は第二号の買入を行う場合における生糸又は乾繭の買入価格は、次に掲げる額とする。

一　前条第一項第一号の買入に係る生糸にあつては、繭糸価格安定法第二条の最低価格

二　前条第一項第二号の買入に係る乾繭にあつては、繭糸価格安定法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を基準として繭の品位別に農林大臣の定める額に、生繭を乾繭とするのに要する費用、乾繭の保管に要する費用及びその他の諸

掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額

（会社による生糸及び乾繭の売渡）

第四条　第二条第一項の規定により会社が同項第四号の承認を受けて同号の売渡を行う場合（新規の用途に向けるため売渡を行う場合を除く。）における生糸又は乾繭の売渡価格は、時価によるものとする。ただし、整理のために売渡を行う場合を除き、生糸にあつては繭糸価格安定法第二条の最低価格、乾繭にあつては同法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を下つてはならない。

（政府による生糸及び乾繭の買入）

第五条　政府は、会社が第二条第一項の規定により同項第一号若しくは第二号の買入又は同項第三号の加工若しくは交換を行つて取得した生糸又は乾繭のうち、昭和三十四年五月三十一日（政令で数量を定めた場合において、その政令で定める数量の範囲内のものについては、同年四月一日から五月三十日までの範囲内において政令で定める期日）を経過してなお保管するものを、会社の申出により、買い入れるものとする。

2　前項の規定により政府が買入を行う場合における生糸又は乾繭の買入価格は、会社による当該生糸又は乾繭の買入の価格に、その保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額（会社が第二条第一項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸にあつては、会社による当該乾繭の買入の価格に、乾繭の保管に要する費用、乾繭の加工又は交換に要する費用（交換に要する費用については、会社が補足する交換差額に相当する額を含む。）、生糸の保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額）とする。

3　第一項の規定により政府が生糸又は乾繭を買い入れる場合における当該買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　会社が第二条第一項の規定により同項第一号の買入を行つて取得した生糸の買入金額の限度　百億円

二　会社が第二条第一項の規定により同項第二号の買入を行つて取得した乾繭及び同項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸の買入金額の限度　五十億円

4　会社が第一項の申出をすることができるのは、昭和三十四年六月三十日までとする。

（政府による生糸及び乾繭の売渡等）

第六条　政府は、前条第一項の規定により買い入れた生糸（次項の規定による加工又は交換を行つて取得した生糸を含む。）を、繭糸価格安定法によらないで売り渡し、貯蔵し、又は加工することができる。

2　政府は、前条第一項の規定により買い入れた乾繭を加工し、若しくは売り渡し、又は生糸と交換することができる。

（補助金の交付）

第七条　政府は、会社が第二条第一項の規定による事業を行うことにより損失を受けたときは、当該損失をうめるため、予算の範囲内において、会社に補助金を交付することができる。

（経過措置）

第八条　会社が昭和三十三年六月十日に繭糸価格安定法第十四条の八第二項の規定による認可を受け、同条第一項第三号の事業として行つていた生糸の買入は、この法律の規定の適用については、第二条第一項の規定による同項第一号の買入とみなす。

第九条　政府は、昭和三十四年五月三十一日までは、

繭糸価格安定法第二条の規定による生糸の買入を行わないものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百六十七号）に基いて行う生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工、繭の買入、加工、売渡及び交換並びに日本輸出生糸保管株式会社の損失をうめるための補助金の交付に関する一切の歳入歳出は、この会計の所属とする。この場合において、第四条第一項中「助成に要する経費」とあるのは、「助成に要する経費、繭糸価格の安定に関する臨時措置法第七条の規定による補助に要する経費」とする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百六十八号（昭三三・七・一一）

◎外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十項の次に次の一項を加える。

11　旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基き、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄したことにより外国為替資金に生じた損失については、当該請求権の額を同議定書の効力発生の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）で換算した金額に相当する金額を、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十九号（昭三三・七・一一）

◎経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。

第二章　経済基盤強化資金

（資金の設置）

第二条　将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金（以下「資金」という。）を設置する。

（資金の所属及び管理）

第三条　資金は、一般会計の所属とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資金への繰入）

第四条　政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、二百二十一億三千万円を限り、資金に繰り入れることができる。

（資金に充てる財源）

第五条　資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

（資金の預託）

第六条　資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2　前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

（資金の使用）

第七条　資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2　前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

（資金の経理）

第八条　資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。

（資金の増減及び現在額計算書）

第九条　大蔵大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を、翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

2　内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3　内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

第三章　公庫等の基金

（政府の出資）

第十条　政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人（以下「公庫等」という。）に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資する。

一　農林漁業金融公庫	六十五億円
二　中小企業信用保険公庫	六十五億円
三　日本輸出入銀行	五十億円
四　日本貿易振興会	二十億円
五　日本労働協会	十五億円

（基金）

第十一条　公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならない。

一　農林漁業金融公庫にあつては、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金

二　中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金

三　日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金

四　日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

五　日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

2　農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3　日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（基金に属する現金の管理等）

第十二条　公庫等は、前条第一項の基金（日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定）に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額（公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合には、その繰替使用中の金額を控除した金額）を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

一　農林漁業金融公庫にあつては、第十条第一号の規定による出資の額に相当する金額（次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額（同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額）を加算した金額）

二　中小企業信用保険公庫にあつては、第十条第二号の規定による出資の額に相当する金額（第十五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合において、保険準備基金からその取りくずした金額（同条第二項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額）を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額）

三　日本輸出入銀行にあつては、第十条第三号の規定による出資の額に相当する金額と第十四条第一項に規定する積立金の額との合計額（第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額）

四　日本貿易振興会又は日本労働協会にあつては、第十条第四号又は第五号の規定による出資の額に

相当する金額

2　主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3　大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金（第十四条第一項に規定する積立金を含む。）に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4　日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第十八条の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5　前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

（基金の剰余金等の処理）

第十三条　農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2　農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第十四条　日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第三十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2　日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3　第一項の積立金は、前項本文の規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。

（基金の取りくずしの制限等）

第十五条　公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一　農林漁業金融公庫が第十三条第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二　中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき。

2　中小企業信用保険公庫は、前項第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五

十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二条第五項」を「、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条第一号の規定により同法第十一条第一項第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された六十五億円と、第三十二条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

3　日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十一条第一項第三号に規定する東南アジア開発協力基金は、日本輸出入銀行の資本金とする。

3　前項に規定する基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

第十八条の三中「第四条」の下に「第一項」を加える。

4　中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（資本金）

第四条　公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条第一号の規定により同法第十一条第一項第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された六十五億円及び第三十二条第五項に改める。

2　前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

3　日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十一条第一項第三号に規定する東南アジア開発協力基金は、日本輸出入銀行の資本金とする。

3　前項に規定する基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

第十八条の三中「第四条」の下に「第一項」を加える。

4　中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（資本金）

第四条　公庫の資本金は、二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条第四号の規定により、同法第十一条第一項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2　前項に規定する基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

7　日本労働協会法（昭和三十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（資本金）

第四条　振興会の資本金は、二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条第四号の規定により、同法第十一条第一項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2　前項に規定する基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

8　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　経済基盤強化資金の管理に関すること。

第六条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　経済基盤強化資金の管理に関すること。

（外務・大蔵・農林・通商産業・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百七十号（昭三三・七・一一）

◎お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律

第一条の前に見出しとして「（お年玉つき郵便葉書の発行）」を附する。

第二条中「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改める。

第三条の前に見出しとして「（お年玉の交付等）」を附する。

第五条を次のように改める。

（寄附金つき郵便葉書等の発行）

第五条　郵政省は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書（お年玉つき郵便葉書を含む。）又は郵便切手（以下「寄附金つき郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2　前項の寄附金は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体、風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う団体、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究及び治療を行う団体又は原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

3　前項の団体は、第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行するつど、その発行前に、郵政大臣が政令で定めるところにより指定するものとする。

4　郵政大臣は、第一項の規定により発行する寄附金つき郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、当該寄附金つき郵便葉書等が、寄附金つきのお年玉つき郵便葉書である場合には、当該お年玉つき郵便葉書に係る第二条の規定による告示の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を告示すれば足りる。

一　寄附目的

二　発行の数

三　売さばき期間

四　附加される寄附金の額

五　寄附金の配分を受ける第二項の団体の名称

5　寄附金つき郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

第五条の次に次の三十二条を加える。

第六条　郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金つき郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金つき郵便葉書等につき前条第四項の規定により告示された寄附目的をもつて、郵便募金管理会に寄附したものとする。

2　郵便局は、前項の寄附金（以下単に「寄附金」という。）を遅滞なく郵便募金管理会に送付するものとする。

3　郵便募金管理会は、前項の規定により寄附金の送付を受けたときは、当該寄附金つき郵便葉書等の発行及び売さばき並びに寄附金の送付のため郵政省において特に要した費用を郵政省に納付しなければならない。

4　前項の費用の額は、郵政省と郵便募金管理会との協議によつて定める。

（配分金額の決定等）

第七条　郵政大臣は、第五条第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行したときは、当該寄附金つき郵便葉書等に係る売さばき期間が経過した後、当該寄附金つき郵便葉書等につき同条第四項の規定により告示した同項第五号の団体（以下「配分団体」という。）ごとに、当該団体に対する寄附金の配分額を決定するものとする。

2　郵政大臣は、前項の規定による決定をするに当つては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

3　郵政大臣は、第一項の規定による決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、あらかじめ当該寄附金つき郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会にはからなければならない。

4　郵政大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、当該配分団体ごとの配分金の額を公示するとともに、その額及び第二項に規定する事項を定めた場合にあつてはその事項を当該配分団体及び郵便募金管理会に通知しなければならない。

（配分金交付契約）

第八条　前条第四項の規定による通知を受けた配分団体は、郵便募金管理会に対し、当該通知に係る配分金につき配分金交付契約を締結すべき旨を申し入れることができる。

第九条　郵便募金管理会は、配分団体から前条の規定による申入を受けたときは、遅滞なく、その申入に基き、当該配分団体を相手方として配分金交付契約を締結しなければならない。

第十条　配分金交付契約においては、郵政大臣の定めるところにより、配分金の交付、配分金の使用、配分金の使途について郵便募金管理会の行う監査及び当該監査の結果に基く配分金の返還に関し必要な事項を約定するものとする。

2　郵政大臣は、前項の監査に係る約定事項に関し同項の規定による定をしようとするときは、当該配分金に係る事業を所管する大臣と協議しなければならない。

（郵便募金管理会の目的及び法人格）

第十一条　郵便募金管理会（以下「管理会」という。）は、寄附金の出納及び配分金の使途の適正を図ること

とを目的として設立される法人とする。

（事務所）

第十二条 管理会は、事務所を東京都に置く。

（登記）

第十三条 管理会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十四条 管理会でない者は、郵便寡金管理会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、管理会に準用する。

（役員）

第十六条 管理会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第十七条 理事長は、管理会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、管理会の業務を監査する。

第十八条 役員は、郵政大臣が任命する。

2 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十九条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三 政党の役員

（役員の解任）

第二十条 郵政大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 郵政大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第二十一条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、郵政大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第二十二条 管理会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が管理会を代表する。

（役員及び職員の地位）

第二十三条 管理会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務）

第二十四条 管理会は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 寄附金の受入及び保管

二 配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入

三 交付に係る配分金の使途についての監査

四 前三号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第二十五条 管理会は、業務開始の際、業務方法書を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、寄附金の受入の手続、保管の方法、配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入の手続、監査の方法及び手続、公示の方法その他管理会の業務の執行に関し必要な事項を記載しなければならない。

（監査結果の報告）

第二十六条 管理会は、配分団体に対し配分金の使途についての監査を行つたときは、遅滞なく、その監査の結果を郵政大臣及び当該配分金に係る事業を所管する大臣に報告しなければならない。

（事業年度）

第二十七条 管理会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 管理会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画等）

第二十八条 管理会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度の開始前に郵政大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（事業報告書等）

第二十九条 管理会は、毎事業年度、事業報告書を作成し、これに当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理会は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、事業報告書の概要を公示するとともに、事業報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

（余裕金の運用）

第三十条 管理会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 郵便貯金又は銀行若しくは郵政大臣の指定する金融機関への預金

二 国債その他の有価証券で郵政大臣の指定するもの取得

（業務の執行に要する費用）

第三十一条 管理会は、郵政大臣の認可を受けて、寄附金の一部をその業務の執行に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により管理会がその業務の執行に要する費用に充てることができる額は、寄附金の額の百分の二をこえることができない。

（監督）

第三十二条 管理会は、郵政大臣が監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条 郵政大臣は、必要があると認めるときは、管理会に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に管理会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（解散）

第三十四条　管理会の解散については、別に法律で定める。

（罰則）

第三十五条　第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十六条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　第九条の規定に違反して配分金交付契約を締結せず、又は第十条第一項の規定に違反して配分金交付契約を締結したとき。

二　この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三　第十三条第一項の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

四　第二十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五　第二十六条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第二十九条第二項の規定に違反して、事業報告書の概要を公示せず、又は事業報告書を備えて置かなかつたとき。

七　第三十条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八　第三十二条第二項の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

第三十七条　第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（郵便募金管理会の設立）

2　郵政大臣は、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（以下「新法」という。）第十八条第一項の例により、郵便募金管理会（以下「管理会」という。）の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、管理会の成立の時において、新法の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4　郵政大臣は、設立委員を命じて、管理会の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、管理会の設立の準備を完了したときは、その旨を郵政大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7　管理会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

8　新法第十四条の規定は、この法律の施行の際現に郵便募金管理会という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

9　管理会の最初の事業年度は、新法第二十七条第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

10　管理会の最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算については、新法第二十八条中「事業年度の開始前に」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

11　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に「、郵便募金管理会」を、「日本赤十字社法」の下に「、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を加える。

（所得税法の一部改正）

12　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「社会福祉法人」の下に「、郵便募金管理会」を加える。

（法人税法の一部改正）

13　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「、郵便募金管理会」を加える。

（地方税法の一部改正）

14　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「、郵便募金管理会」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・郵政大臣署名）

第三十回国会通過法律集

会期（昭和三十三年九月二十九日から
昭和三十三年十二月七日まで）

衆議院法制局

483030

凡例

一、本書は、第三十回国会（臨時会）（昭和三十三年九月二十九日から昭和三十三年十二月七日まで）を通過成立して公布された法律六件（内閣提出）―昭和三三年法律第一七一号から同第一七五号・法律第一七九号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

目　次

法律第百七十一号　小型船海運組合等の助成のための関係法律の整備に関する法律（昭和三十三年十一月一日公布）……一
法律第百七十二号　新市町村建設促進法の一部を改正する法律（昭和三十三年十二月一日公布）……二
法律第百七十三号　河川法の一部を改正する法律（昭和三十三年十二月三日公布）……三
法律第百七十四号　鉱業法の一部を改正する法律（昭和三十三年十二月十二日公布）……四
法律第百七十五号　鉱山保安法の一部を改正する法律（昭和三十三年十二月十二日公布）……五
法律第百七十九号　国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年十二月二十三日公布）……六

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第三十回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。
例えば、
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一七九）とあるのは、昭和三十三年法律第百七十九号（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律）によつて、大蔵省設置法（昭二四―法一四四）が一部改正されたことを示す。

（い）

△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

（お）

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

（か）

○河川法の一部を改正する法律（昭三三・一二・三・法一七三）……三

（こ）

○小型船海運組合等の助成のための関係法律の整備に関する法律（昭三三・一一・一・法一七一）……一

○鉱業法の一部を改正する法律（昭三三・一二・一・法一七四）……四

○鉱山保安法の一部を改正する法律（昭三三・一二・一・法一七五）……五

○国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・一二・二三・法一七九）……六
改題―「国家公務員宿舎法」

△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一―法八二）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

（し）

○新市町村建設促進法の一部を改正する法律（昭三三・一二・一・法一七二）……二

△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三三―法一七一）……一

（そ）

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法一七二）……一

（ち）

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一七一）……一

△中小企業信用保険法（昭二五―法二六四）の一部改正（昭三三―法一七二）……一

部門別索引

（註）一、第三十回国会を通過成立した法律を、第一行政一般、第二地方制度、第三財政、第四租税・専売、第五産業一般、第六商工、第七運輸及び第八建設の八部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。

例えば、

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一七九）

とあるのは、昭和三十三年法律第百七十九号（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律）によつて、総理府設置法（昭二四―法一二七）が一部改正されたことを示す。

第一　行政一般

○国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭三三・一二・二三・法一七九）……六

改題――「国家公務員宿舎法」

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

第二　地方制度

○新市町村建設促進法の一部を改正する法律（昭三三・一二・一・法一七二）……二

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三三―法一七二）……一

△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一―法八二）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

第三　財政

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三三―法一七九）……二

第四　租税・専売

△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三三―法一七一）……一

第五　産業一般

△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三三―法一七二）……一

△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭三三―法一七一）……一

第六　商工

○鉱業法の一部を改正する法律（昭三三・一二・一二・法一七四）……四

○鉱山保安法の一部を改正する法律（昭三三・一二・一二・法一七五）……五

第七　運輸

○小型船海運組合等の助成のための関係法律の整備に関する法律（昭三三・一一・一・法一七一）……一

第八　建設

○河川法の一部を改正する法律（昭三三・一二・三・法一七三）……三

◎小型船海運組合等の助成のための関係法律の整備に関する法律

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第一条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「事業協同小組合」の下に「、小型船海運組合」を加え、同条第四項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

第七条第一項に次の一号を加える。

六　小型船海運組合又ハ小型船海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号並びに第二十九条第一項第三号及び第四号中「酒販組合中央会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第三条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

六　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

（租税特別措置法の一部改正）

第四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会については、第二条による改正後の地方税法第七十二条の二十二の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の事業税から適用する。

3　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会については、第四条による改正後の租税特別措置法第四十五条の規定は、この法律の施行の日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算について適用し、同日前に取得し、又は製作してその事業の用に供した同項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百七十二号（昭三三・一二・一）

◎新市町村建設促進法の一部を改正する法律

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「・第三十一条」を「―第三十一条」に改める。

第二十七条第十三項中「都道府県の境界にわたる市町村の境界変更については、」の下に「昭和三十四年三月三十一日までの間において、」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　都道府県知事は、第二十九条の二第一項の規定による町村合併に関する計画の変更に伴い、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は新市町村に隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものに関し争論が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、昭和三十四年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。第三十条の二の規定により新市町村とみなされる市町村（以下本項中「新市町村」という。）の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は当該新市町村に隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で当該新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものに関し争論が生じた場合においても、また同様とする。

2　前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

第二十八条第三項中「前条」を「第二十七条」に改める。

第五章中第二十九条の次に次の一条を加える。

（町村合併に関する都道府県知事の勧告の変更等）

第二十九条の二　都道府県知事は、第二十八条第一項の勧告をした計画について、その後の事情の変更により特に必要があると認めるときは、昭和三十四年三月三十一日までの間において、新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、同項の勧告をした計画を変更し、これを関係市町村に勧告することができる。

2　前項の場合においては、同項の勧告を第二十八条第一項の勧告とみなして、同条第二項から第五項まで及び前条第一項から第七項までの規定を適用する。

第三十条の次に次の一条を加える。

（新市町村が他の市町村と町村合併をした場合についての適用関係）

第三十条の二　新市町村が他の市町村と町村合併をした場合において、当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村が、町村合併促進法第六条の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めたときは、当該市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

附則中第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　第三十条の二の規定により新市町村とみなされる市町村に対する前項の規定の適用については、同項中「町村合併の行われた日」とあるのは、「当該市町村の区域の一部となつた従前の市町村が新市町村となつた町村合併の行われた日」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百七十三号（昭三三・一二・三）

◎河川法の一部を改正する法律

河川法（明治二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条ノニ　河川ノ区域内ニ於テ土石（砂ヲ含ム以下同ジ）ヲ採取セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クベシ

第四十二条第一項中「使用」の下に「、土石ノ採取」を、「使用者」の下に「、土石採取者」を、「使用料」の下に「、土石採取料」を加え、同条第二項中「使用料」の下に「、土石採取料」を加える。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第十七条又ハ第十七条ノ二ノ規定ニ違反シタル者

二　第三十九条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ於テ堤外地、堤外地ニ非ザル沿岸若ハ沿堤土地ニ立入リ、其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ其ノ土地ニ現在スル建設物其ノ他ノ障害物ヲ除却スルコトヲ拒ミ又ハ妨ゲタル者

第五十八条ノ三　第四十三条第一項ノ許可ヲ受ケズシテ舟筏ヨリ通航料ヲ徴収シタル者ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第五十八条ノ四　法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第五十八条乃至前条ニ規定スル違反行為ヲナシタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シテ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第五十八条ノ五　第十三条、第十六条、第十九条、第四十三条第二項又ハ第四十七条ノ規定ニ基ク命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スベキ罰ハ政令ニ在リテハ六箇月

第五章中第五十八条の次に次の四条を加える。

第五十八条ノ二　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一　第十八条ノ規定ニ違反シテ河川ノ敷地ヲ占用シタル者

二　第三十九条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ於テ堤外地、堤外地ニ非ザル沿岸若ハ沿堤土地ニ立入リ、其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ其ノ土地ニ現在スル建設物其ノ他ノ障害物ヲ除却スルコトヲ拒ミ又ハ妨ゲタル者

以下ノ懲役、五万円以下ノ罰金、拘留又は科料、主務省令ニ在リテハ三箇月以下ノ懲役、三万円以下ノ罰金、拘留又ハ科料、都道府県ノ規則ニ在リテハ二千円以下ノ罰金、拘留又ハ科料トス但第四十三条第二項ノ規定ニ基ク命令ニハ懲役又ハ拘留ノ罰ヲ規定スルコトヲ得ズ

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に第十九条の規定に基く命令の規定による許可を受けて改正後の第十七条ノ二に規定する行為をしている者については、その許可は、改正後の同条の規定による許可とみなす。この場合においては、改正後の第四十二条の規定を準用する。

3　前項に該当する者以外の者であつて、この法律の施行の際現に改正後の第十七条ノ二に規定する行為をしているもの（第十九条の規定に基く命令に違反して当該行為をしている者を除く。）については、その者が従前と同様の条件によつて当該行為をする場合に限り、この法律の施行の日から起算して三十日間は、改正後の第十七条ノ二の規定を適用しない。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百七十四号（昭三三・一二・一二）

◎鉱業法の一部を改正する法律

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二　通商産業局長は、第五十五条の規定により採掘権の取消をした場合において、その取消の日から六十日以内に、その採掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その取り消した採掘権の鉱区に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第百八十七条第一項中「若しくは決定」を削る。

第百八十九条中「第二十一条第一項の許可の通知、第二十五条第一項の規定による通知又は第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第百八十二条若しくは第百八十三条の規定による命令」を「第二十一条第一項（第三十六条第二項、第四十五条第三項又は第五十

条第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条、第五十五条、第八十三条第一項若しくは第百八十四条の規定による処分の通知、第二十五条第一項、第四十条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項（第六十四条の二第二項又は第六十六条第五項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第九十一条第二項、第百一条第二項若しくは第百六条第三項の規定による通知、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第百八十二条若しくは第百八十三条の規定による命令又は第四十七条第五項（第六十四条の二第二項又は第六十六条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十四条第二項の規定による決定書の謄本の交付」に、「若しくは鉱業権者」を「、鉱業権者若しくは抵当権者」に、「通知又は命令」を「通知若しくは命令又は決定書の謄本」に改める。

第百九十一条第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百九十一条の二　前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十四条中「前三条」を「前四条」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百七十五号（昭三三・一二・一二）

◎鉱山保安法の一部を改正する法律

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「防止し」を「防止するとともに鉱害を防止し」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（集積場等）

第九条の二　鉱業権者は、この法律又はこの法律に基く省令により措置を講じなければならないものとされる捨石又は鉱さいの集積したもの、坑道その他の省令で定める物件（以下「集積場等」という。）については、これを譲渡し又は放棄した後であつても、その措置を講じなければならない。

2　鉱業権の移転があつたときは、鉱業権者の承継人は、当該鉱業権者の集積場等に係る義務を承継する。

3　租鉱権の消滅があつたときは、採掘権者は、当該租鉱権者の集積場等に係る義務を承継する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二　鉱山保安監督部長は、鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安（侵掘した場所における鉱物の掘採に関する人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全及び鉱害の防止を含む。以下本条及び第三十六条第二項において同じ。）を害し、又はそのおそれがあると認めるときは、鉱業権者に対し、侵掘した場所の閉鎖その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による命令をしようとするときに準用する。

第二十五条の三　鉱山保安監督部長は、鉱山（侵掘した場所を含む。）における被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第二十七条第一項本文中「第二十五条第一項」の下に「、第二十五条の二第一項」を加え、同項ただし書中「第二十五条第一項」の下に「又は第二十五条の二第一項」を加える。

第三十六条第二項中「前項」を「前三項」に改め、「第二十五条第一項」の下に「、第二十五条の二第一項又は第二十五条の三」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第二十五条の二第一項に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

3　被災者を救出するため緊急の必要があるときは、鉱務監督官は、第二十五条の三に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

第四十四条ただし書を削る。

第五十一条中「第四十二条第二項」を「第四十一条、第四十二条第二項」に改める。

第五十五条第二号中「第二十五条第一項」の下に「、第二十五条の二第一項、第二十五条の三」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に中央協議会又は地方協議会の委員となつている者は、改正後の第五十一条の規定の適用については、この法律の施行の日に選任されたものとみなす。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百七十九号（昭和三三・一二・二三）

◎国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員宿舎法

題名の次に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　宿舎の設置並びに維持及び管理に関する機関（第四条―第七条）

第三章　宿舎の設置及び廃止等（第八条―第十三条の二）

第四章　宿舎の維持及び管理（第十三条の三―第十八条）

第五章　雑則（第十九条―第二十二条）

附則

第一章　総則

第一条から第三条までを次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、国が国家公務員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　職員　常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者を含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。）をいう。

二　宿舎　職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（共同浴場、簡易な児童遊園その他政令で定める共同施設を含む。）をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

三　各省各庁　衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省をいう。

四　各省各庁の長　衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

（宿舎の種類）

第三条　宿舎は、公邸、無料宿舎及び有料宿舎の三種類とする。

第四条の前に次の章名を加える。

第二章　宿舎の設置並びに維持及び管理に関する機関

（設置の機関）

第四条から第七条までを次のように改める。

第四条　宿舎の設置は、大蔵大臣が行うものとする。

2　同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置する宿舎（以下「省庁別宿舎」という。）を設置する場合で次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。

一　郵政事業その他の事業を企業的に運営する政令で定める特別会計（以下第十九条第二項において「事業特別会計」という。）の負担において設置する場合　当該特別会計を管理する各省各庁の長

二　転用（宿舎の用に供し、又は供するものと決定した国有財産（以下この号において「宿舎用財産」という。）以外の国有財産を宿舎用財産とすることをいう。以下第九条において同じ。）、交換又は寄付の方法により設置する場合　当該転用若しくは交換をし、又は当該寄付を受ける各省各庁の長

三　特定の官署に勤務する職員のために一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他特別の事情がある場合で大蔵大臣が指定する場合　当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長

（維持及び管理の機関）

第五条　合同宿舎（省庁別宿舎以外の宿舎をいう。以下第八条の二第二項において同じ。）は大蔵大臣が、省庁別宿舎は当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。

（総括の機関）

第六条　大蔵大臣は、宿舎の設置並びに維持及び管理（以下「設置等」という。）の適正を期するため、宿舎に関する制度を整え、その設置等に関する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。

2　大蔵大臣は、宿舎の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持及び管理を行う省庁別宿舎について、その状況に関する報告を求め、部下の職員に実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、宿舎の種類（第三条に規定する宿舎の種類をいう。以下第十三条の二第一号において同じ。）の変更その他の措置を求めることができる。

（事務の委任）

第七条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、宿舎の設置に関する事務の一部を委任することができる。

2　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舎の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。

3　各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、設置計画の変更を求めることができる。

4　大蔵大臣は、前項の要求がやむを得ないものであると認めるときは、すみやかに設置計画を変更し、その変更の内容をその要求に係る各省各庁の長に通知するものとする。

5　前二項に規定する場合のほか、大蔵大臣は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、関係の各省各庁の長と協議して、設置計画を変更することができる。

6　大蔵大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合においては、各省各庁における職員の職務の性質、宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を考慮しなければならない。

（設置の方法）

第九条　宿舎の設置は、建設（土地を宅地に造成することを含む。）、購入、交換、寄付、転用及び借受の方法により行うものとする。

第十条各号列記以外の部分中「左に掲げる国家公務員」を「次に掲げる職員」に改め、同条第十号を削り、

同条第十一号を同条第十号とし、同条第十一号の二を同条第十一号とする。

第十一条中「備品」の下に「（もつぱら居住者の私用に供するものを除く。）」を加える。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「左に掲げる国家公務員」を「次に掲げる職員」に改め、同項第一号中「従事しなければ」を「従事するためその勤務する官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければ」に改め、同項第二号中「従事するもの」を「従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの」に改め、同項第四号中「構内」の下に「又はこれに近接する場所」を加え、同条第二項中「国家公務員」を「職員」に改める。

第十三条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「受ける者以外の国家公務員」を「受ける職員以外の職員」に改め、同条第一号及び第二号中「国家公務員」を「職員」に、「、事業」を「又は事業」に、「場合。」を「場合」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（省庁別宿舎の廃止等についての大蔵大臣への協議）

第十三条の二　次に掲げる場合においては、省庁別宿舎の維持及び管理を行う各省各庁の長は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　当該省庁別宿舎について、宿舎の廃止（宿舎をその用に供しないことと決定することをいう。以下第十八条第一項第五号において同じ。）をし、又は宿舎の種類の変更をしようとするとき。

二　当該省庁別宿舎を他の各省各庁の長が維持及び管理を行う省庁別宿舎としようとするとき。

第四章　宿舎の維持及び管理

（被貸与者に対する監督）

第十三条の三　宿舎の維持及び管理を行う各省各庁の長（以下「維持管理機関」という。）は、被貸与者（宿舎の貸与を受ける同居者（以下「同居者」という。）を含む。以下同じ。）がこの法律に定める義務を守つているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

（無料宿舎を貸与する者の選定）

第十三条の四　一の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けるべき職員が二人以上存する場合においては、当該宿舎の維持管理機関は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿舎を貸与しなければならない。

第十五条を削り、第十四条第一項中「月額とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて」を「月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第十八条第一項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して政令で定める算定方法により」に、「各省各庁の長」を「その維持管理機関」に改め、同条第四項中「第十九条」を「第十八条第一項」に、「居住者は、これらの規定に」を「その者又はその同居者は、その」に、「宿舎を明け渡す日」を「同項又は同条第二項の規定による明渡期日」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

5　前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

（有料宿舎を貸与する者の選定）

第十四条　有料宿舎を貸与する者の選定に当つては、当該宿舎の維持管理機関は、政令で定めるところにより、国の事務又は事業の円滑な運営の必要に基き

る損傷又は汚損に係る修繕を除く。）」を加え、「費用は」を「費用（もつぱら居住者の私用に係るものを除く。）は」に改め、同条第二項中「居住者」を「被貸与者」に、「因り」を「より」に、「き損」を「損傷し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合については、この限りでない。

第十九条を削り、第十八条第一項中「設置、維持及び管理」を「設置等」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「郵政事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計」を「事業特別会計」に、「設置、維持及び管理」を「設置等」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（宿舎の明渡等）

第十八条　宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者（その者が第二号の規定に該当することとなつた時においてその者とは、その該当することとなつた日から二十日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、その該当することとなつた日から、公邸及び無料宿舎にあつては二月、有料宿舎にあつては六月の範囲内において当該維持管理機関の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

一　職員でなくなつたとき。

二　死亡したとき。

三　転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四　当該宿舎について国の事務又は事業の運営の必要に基き先順位者が生じたためその明渡を請求されたとき。

五　国において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡を請求されたとき。

2　有料宿舎の被貸与者は、当該宿舎の維持管理機関が、第十六条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかつたときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

3　被貸与者が前二項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、政令で定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額（当該宿舎が公邸又は無料宿舎である場合には、これらを有料宿舎であるとみなして第十五条第一項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額）の三倍に相当する金額をこえることができない。

4　第十五条第五項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第十九条の前に次の章名を加える。

第五章　雑則

第二十条中「大蔵大臣が」を「大蔵省令で」に改め、同条を第二十二条とし、第十九条の次に次の二条を加える。

（宿舎の現況に関する記録）

第二十条　維持管理機関は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

（国家公務員法との関係）

第二十一条　第八条の二、第十条、第十二条、第十三条及び第十四条の四から第十五条までに規定する事項は、国家公務員法第二十二条及び第二十八条第一項の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に寄舎の貸与を受けている国家公務員で改正後の国家公務員寄舎法第二条第一号に規定する職員に該当しないものは、この法律の施行の日以後引き続き当該寄舎の貸与を受けている間、同号に規定する職員であるものとみなす。

3　この法律の施行の際既に改正前の国家公務員のための国設寄舎に関する法律第十九条の規定により明け渡すべきこととなつている宿舎の明渡については、なお従前の例による。

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宿舎審議会の項を削る。

5　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十号を次のように改める。

三十　国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置並びに維持及び管理）をし、並びに国家公務員の宿舎の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。

第十一条第七号を次のように改める。

七　国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置並びに維持及び管理）をし、並びに国家公務員の宿舎の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。

6　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

7　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）